

う妻がいることを前提とした長時間労働によって得られる。また、一般に男性は、家庭でも学校でも、家事、育児の能力を育てられていない。したがって、ひとたび父子家庭になり、父親が仕事も家事育児も、ということになると、その両立は女性の場合以上に困難となる。(春日キスヨ『父子家庭を生きる』勁草書房、に詳しい)

ところが、父子家庭に対する社会的援助はほとんど無いといってよい。最近、ようやく父子家庭の困難が社会問題として取り上げられるようになり、母子家庭、父子家庭を併せて「単親家庭」「ひとり親家庭」と呼んで、ホームヘルパー派遣事業等も実施されるようになった。しかし、利用率は低く実効性はあまりないようだ。

*

さて、私は以上のことから、父子家庭問題はこれまであまり注目されたことがなく、父子家庭の福祉は、これからの新しい課題であると理解していた。

ところが、ある機会に、戦前の東京に父子家庭のため

の社会事業施設「父子ホーム」が存在したことを知り、いささか驚き、興味を覚え、どんな事情でこのような事業がなされ、実態はどのようなものであったのか、調べてみたのである。

父子ホーム設立事情

私が戦前の父子ホームのことを知ったのは、数年前、『東京都福祉事業協会七五年史』の編纂に携わったことからである。

この協会は、現在は保育園や老人ホーム等を経営する社会福祉法人であるが、戦前は「東京府社会事業協会」という東京府の外郭団体で、府下の各種社会事業の連絡調整や施設経営等様々な事業を行っていた。その一環として、尾久父子ホーム(昭和六、一六年、現在の東京都荒川区内)、旗台(はたがだい)父子ホーム(二三、二〇年、品川区内)という二つの父子保護施設を運営していたのである。同じ時期、仏教系社会事業団体、上宮教会による梅田父子ホーム(八、二〇年、足立区内)もあ

り、東京に計三か所の父子保護施設が存在した。

このうち尾久父子ホームは、昭和恐慌下の昭和六年、府営住宅の一部を借り上げて失業者救済のために開設された。二年後の梅田父子ホームは、浮浪者救済のため野外テント宿泊所を運営していた上宮教会が、そこにあつまる子連れの浮浪者のため、寺の本堂を貰い受けて設置したものである。そして、旗台父子ホーム開設の昭和三年には、景気は好転しており、戦時下の労働力不足のなかで、子どもをかかえて仕事もままならぬ父子家庭の父に保育所付き住宅を提供し、働けるようにすることが目的であった。

このように、それぞれの開設の事情は多少異なるが、「父子保護事業（父子ホーム）」について、東京府の資料で次のように述べられている。

母の死亡、又は逃亡及び疾病入院等のため母を欠き、父親が幼児及び学齡兒童を携えて、而も家庭には他に保育すべきものがなく、また家庭が貧困であつて有料にて他人に保育を委託することの

出来ない、しかも父親は労働する実力を持ち乍ら

この兒童あるがために労働することの出来ないことがあります。こうした父子に対して住居を貸与し、幼児並びに兒童を委託し職業を紹介して、父をして安心して労働に従事せしめることを目的として居りまして、而も親子を離さず保護し併せて兒童の就学を奨励する事業であります。

「東京府管内兒童保護施設一覽」（昭和十年）

次に父子ホームの實際を、多少、実態資料のある旗台父子ホームについて紹介していきたい。

入居者の状況

まず、入居者の状況をみてみよう。

旗台父子ホームで暮らすのは三〇世帯前後、平均世帯人員は三人前後であり、父親と子ども二人という家族構成が平均的であった。子どもは小学生が多く三分の二程度、あとは幼児と小学校終了の高齡児である（表一）。

父子家庭となった理由をみると、妻の死亡が六〇七割で、離別が二割台、あとは妻の家出や入院といったものである(表2)。他に父の職業、学歴、年齢収入等の資料もあり、これから利用者の傾向をみると、収入は全体に低いものの、ホワイトカラー層、高学歴層の利用もあつた。

表1 旗台父子ホーム居住者数の推移

	保護者	学齢 児童	学齢 外児	合計
昭13	19	26	17	62
14	32	45	22	99
15	36	52	25	113
17	32	42	21	95

注> 協会各年事務報告により作成。昭和16、18~20年は不明

表2 旗台父子ホーム居住者の父子家庭等になった理由

() 内は%

	計	配偶者 死亡	離別	配偶者 行方不明	配偶者 病氣入院
昭13	19	11 (57.9)	5 (26.3)	1 (5.3)	2 (10.5)
14	32	22 (68.8)	7 (21.9)	1 (3.1)	2 (6.3)
15	36	24 (66.7)	8 (22.2)	1 (2.8)	3 (8.3)
17	32	22 (68.8)	8 (25.0)	1 (3.1)	1 (3.1)

注> 表1に同じ

入居の事情

旗台父子ホームの、個々の入居者の入退所事情の記録が一部保存されている。これらを読むと、父子ホームが確かに必要な施設であったことを改めて認識することができる。判明した二三ケースの入所事情から特徴的な傾向を挙げておきたい。

まず、職を求めて地方から上京した者が多い。例えば郷里で営んでいた家業が、「事変」後の社会情勢のなかで傾き、上京して雇用される等。多くの場合、低賃金、不安定就労であり、転職の多いものも目立つ。こうした慣れない土地での不安定な生活が、妻の病氣や死、家出等の原因となっているものがあるし、妻の死が上京、転職を促したこともある。このような複合的要因により、社会的援助を必要とする父子家庭がうみ出されている。

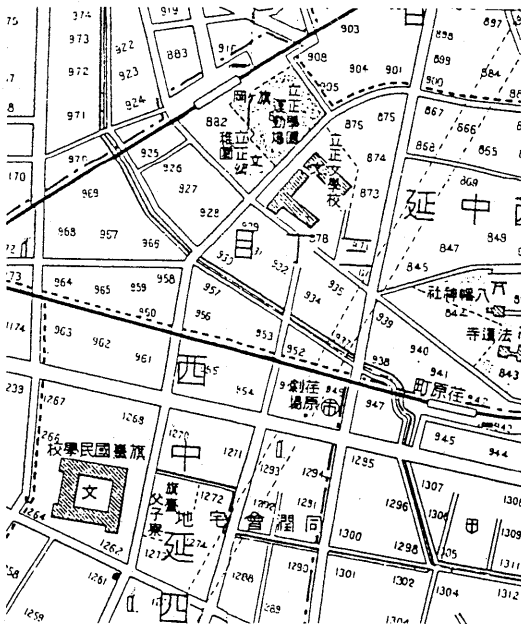
次に、妻の死などにより父子家庭になっても、すぐに父子ホームに入居しているわけではない。まず、家族、親族内解決をはかるが支障が起き、ホーム利用にいた

る、というものが多い。——例えば、妻の死後、近隣に住む老母などに留守番と子守を頼んでいたが、それが難しくなり、勤務にも差し支えるようになったもの、妻の死後しばらく親戚の少年に留守番、子守りを頼んでいたが、少年の就職により、一二歳の長子に学校を休ませて留守番、子守をさせていたというもの、妻の死後、叔父方に四児を伴い寄寓していたが、叔父方の病人の病氣静養のため出なければならなくなったというもの、等。

短期間であれば親族の援助もうけられるが、長期にわたると破綻がおきる。都市生活者は、時間も空間もゆとりがなく、親族も自身の家族の生活を守るので精一杯という状況があったわけである。

また、地域で自立して父子家庭を維持しようとしたが、困難が大きく、父子ホーム利用となったものもある。——例えば、小学生と保育園児の二女兒をかかえ間借りしていたが、自炊ができないため父子三名各々食事を別にし、月収六〇円のうち四五円が食事代に消え、家計が成り立たなくなったというもの、勤務先近くに間借

図1 旗台父子ホーム周辺



※「大東京区分図荘原区詳細図」昭和16年10月

父子ホームの生活

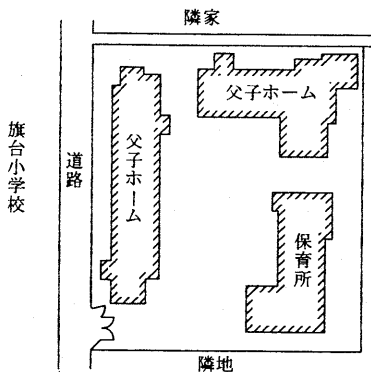
りしたが外食のため生活費がかさむことと父が勤めにている間の子どものことが心配でホーム入所に至ったもの、等。

旗台父子ホームは東京府荏原区中延町（現在の品川

区）の住宅街の一角に建てられた。木造二階建てのホーム二棟と附設の保育所によって成る。（図1、2）保育所はホームの子どもだけでなく、地域の子どもも受け入れた。

ホームの規程によれば、入居の対象は配偶者に死別又は離別した男子もしくはこれに準ずるもので、十三歳以

図2 旗台父子ホーム

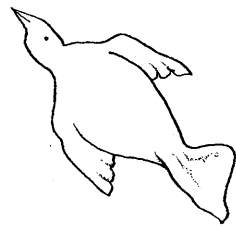


下の子どもがいて社会的保護を必要とするものであり、子どもが十八歳になると退寮することとある。定員五十世帯、室料は甲室（四畳半）が一ヶ月三円、乙室（三畳）が二円、特別の事由のある場合は減免していた。他に電灯料、水道料、ガス使用料、衛生費が徴収された。四畳半やら三畳一間に父子が生活、というのはいかにも狭いが、一大家族で二室使用する場合もあった。

規程には他に門限午後十時、清掃の義務などにふれたうえ、さらに「在寮者心得」として、出勤又は外出に際し子どもの衣食に差支えない様に用意しておくこと、室内の内外を整頓、美観並に衛生等に注意すること、洗濯、干物は所定の場所ですること、犬猫其他の家畜を飼ってはいけないこと等々、細かい共同生活の規則が定められていた。

父子ホーム開設後まもないある夜、入居者の初顔合わせを兼ねて茶話会が催された。記録によると、病気で欠席の一名を除き十五名が打ち揃い、和気あいあいと懇談した。掃除を週番とすること、火に注意すること、整頓

に注意し特に出入口の下駄箱付近は親が籠を垂れて子どもに注意を怠らぬこと、就学児童の不心得欠席を親よりいさめること、親睦、相互協力、生活上の目的で懇談会の如き自治機関を設けること、等々、申し合わされた。又、ホームへの要望として見易い位置に時計を設置してほしい、名札を門内に提示して尋ね人や郵便配達に便宜を与えてほしい、冬の寒空の時、親が帰る迄子どもが暖かく休息したり勉強したりしている部屋が欲しい、等がだされた。——この最後の希望事項など、困難な中で懸命に子育てに取り組む父親の姿と思いがひしひしと



伝わってくる。

継承されなかった父子ホーム

戦時下、母子家庭対策はすすむ。戦争によって母子家庭が増加するとともに、戦後の労働力として婦人労働への要請が一層拡大していったためである。しかし父子家庭対策はかすんでいく。三か所の父子保護施設はその後は増えず、昭和十六年には尾久父子ホームは廃止される。不況、失業問題へのひとつの解答が戦争であり、男は前線に駆り出され、戦後の労働は専ら女の役割、ということになれば、父子家庭のことなど省みられることもなくなったのである。では、父親をも戦争に奪われ孤児状態となった父子家庭の子どもたちは、その後の生活をいったいどこでどう送ったのであろうか……。

上宮教会梅田父子ホーム、旗台父子ホームとともに昭和二〇年、戦災により事業不能となり、戦後は再開されなかった。

「父子ホーム」は父子を引き離さず、家族の維持を援け

つつ経済保護と児童保護を併せて行う優れた事業であり、発展的に継承すべきものであった。実は、戦後児童福祉法制定の際、母子寮だけでなく「父子寮」も必要だ、という声もあった。しかし、乳児院や養護施設があればよしとされ、戦前の貴重な取り組みはここで途絶えてしまった。現在国会審議中の児童福祉法改正法案にも、残念ながら父子家庭対策は盛り込まれていない。「父子寮」は、もはや時代に合わないのであろうか。何らかの施策を今後の課題として、検討して欲しいものがある。

(淑徳短期大学)

参考資料

松本園子「昭和戦前期の父子保護施設に関する考察」(淑徳短期大学研究紀要三三号、一九九四)

東京都福祉事業協会『東京都福祉事業協会七五年史』(一九九

六)